

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	89549600	令和5年4月28日 令和5年5月31日 令和5年6月30日 令和5年7月31日 令和5年8月31日 令和5年9月29日 令和5年10月31日 令和5年11月30日 令和5年12月28日 令和6年1月31日 令和6年2月29日 令和6年3月29日			公社	国認定	問題なし(実施する業者は 日本臓器移植ネットワーク のみであることを確認	有
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	令和5年度会費 (心臓移植施設会 員)	200000	200000	令和5年6月30日	移植施設である当セン ターが臓器提供を受ける ため。	公社	国認定	問題なし(実施する業者は 日本臓器移植ネットワーク のみであることを確認	有

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。